BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コース特約

ビッグローブ株式会社

第１章　総則

第１条（「BIGLOBE eo 光」の提供）

ビッグローブ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コース（以下「本コース」といいます。）を提供します。本コースは、(1) 株式会社オプテージ（以下「オプテージ」といいます。）による卸電気通信役務を利用して提供する FTTH サービスおよびインターネット接続サービスならびに(2)電子メールサービスおよび各種オプションサービスから構成されます。本コースの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

2　本コースの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本コースの提供に関する限り、この特約が優先します。

3　この特約においてオプテージが行うとされている行為は、当社とオプテージ間の契約に基づきオプテージが実施するものであり、かかる行為に係る本コース会員（その定義は第３条第２項に定めるとおりとします。）に対する責任は、法令およびこの特約の第７条第３項に定める場合ならびに第 17 条に定める eo 光テレビに係る撤去工事の場合を除き、全て当社が負います。

第２条（この特約の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本コース会員（その意味は第３条に定めます。）に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本コース会員からこの特約の第 14 条に基づく本コース契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本コース会員による承諾があったものとみなします。

第３条（用語の定義）

会員規約において定義された用語の意味は、この特約に別段の定めがある場合を除き、この特約においても同一の意味を有します。

2　前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1)　「本コース契約」とは、当社から本コースの提供を受けるための契約をいい、第７条に基づき会員が行った本コース契約の申し込みを第８条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(2)　「本コース会員」とは、この特約に基づき当社との間で本コース契約が成立している者をいいます。

(3)　「BIGLOBE サービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。

(4)　「契約者端末」とは、本コースの提供を受けるために、本コース会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。

(5)　「本コース回線」とは、本コースに係わる電気通信回線をいいます。

(6)　「料金等」とは、本コースの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(7)　「会員契約」とは、会員規約に基づき当社と本コース会員との間に成立している、BIGLOBE サービスの提供を受けるための契約をいいます。

(8)　「eo 光電話」とは、オプテージの定める IP 電話サービス契約約款に基づき、オプテージが「eo 光電話」の名称にて提供するサービスをいいます。

(9)　「eo 光テレビ」とは、オプテージの定める eo 光テレビ契約約款に基づき、オプテージが「eo 光テレビ」の名称にて提供するサービスをいいます。

(10)「eo 光多機能ルーターレンタルサービス」とは、オプテージの定める eo 光多機能ルーターレンタル規約に基づき、オプテージが提供する eo 光多機能ルーター（以下「eo 光多機能ルーター」といいます。）のレンタルサービスをいいます。

(11)「本コース ID」とは、当社が本コース会員に交付する、本コースに含まれる電子メールサービスおよび各種オプションサービスの利用等に必要となる ID およびパスワードをいいます。

(12)「認証 ID」とは、オプテージが本コース会員に交付する、本コースに含まれるインターネット接続サービスの利用等に必要となる ID およびパスワードをいいます。

(13)「eoID」とは、オプテージの定める eoID 利用規約に基づき、オプテージが「eoID」の名称にて交付する ID およびパスワードをいいます。

(14)「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

(15)「端末設備」とは、本コース回線の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるものをいいます。

(16)「自営端末設備」とは、本コース会員が設置する端末設備をいい、契約者端末を含みます。

(17)「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者または事業法第 16 条第１項の届け出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(18)「技術基準等」とは、端末設備規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続に係る本コースにおける基本的技術事項をいいます。

(19) 「KDDI 等」とは、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社の総称とします。
(20) 「本コース向け au スマートバリュー」とは、以下の全ての契約を同時に締結している個人に対して KDDI 等が提供するサービスであって、所定の au 通信サービスの料金を割り引くことを内容とするサービスをいいます。本コース向け au スマートバリューの詳細は KDDI 等が別途定めるところによります。
① KDDI 等からかかる所定の au 通信サービスの提供を受けるための契約
② 本コース契約
③ オプテージから eo 光電話の提供を受けるための契約
(21) 「本コース向け自宅セット割（インターネットコース）」とは、以下の全ての契約を同時に締結している個人に対して KDDI 等が提供するサービスであって、所定の UQ mobile 通信サービスの料金を割り引くことを内容とするサービスをいいます。本コース向け自宅セット割（インターネットコース）の詳細は KDDI 等が別途定めるところによります。
① KDDI 等からかかる所定の UQmobile 通信サービスの提供を受けるための契約
② 本コース契約
③ オプテージから eo 光電話の提供を受けるための契約
(22) 「eo ホームゲートウェイ」とは、電話アダプター一体型回線終端装置をいいます。
(23) 「eo ホームゲートウェイ（ルーター機能）」とは、オプテージが定める電話アダプター一体型回線終端装置ルーター機能 eo 光パートナーサービス契約者規約に基づき、オプテージが「電話アダプター一体型回線終端装置ルーター機能」の名称にて提供するルーター機能サービスをいいます。

第 2 章　本コースの提供区域および内容

第 4 条（本コースの提供区域）

会員が本コースの提供を受けるにあたり本コース回線の終端とすることができる場所は、次のとおりとします。
・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の各府県の一部
ただし、当社のネットワークの構成上、上記場所内であっても、サービスの提供ができない地域があります。

第 5 条（本コースの内容等）

本コースは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

2　当社および当社が本コースの提供に用いる電気通信回線の提供者（オプテージを含みます。）は、本コース会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、または本コース会員間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。

3　本コース会員は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本コースの利用にあたり契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

4　当社が本コース会員への本コースの提供を開始する日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、その本コース会員について、本コース契約の成立後、当社所定の本コース回線の設置工事が完了し、本コース回線を利用することが可能な状態となったことを当社が認識した日とします。かかる設置工事はオプテージ（その委託先を含みます。以下本項において同じとします。）が行い、オプテージは、かかる工事の実施にあたり、本コース回線の終端となる場所に、本コースの利用に必要となる回線終端装置（以下「回線終端装置」といいます。）を設置します。本コース会員が本サービス開始日後に本コースを利用するには、当社が別途定める場合を除き、設置された回線終端装置を本コース会員の責任において本コース回線に対して正常に接続する必要があります。本コース会員がかかる接続を行わなかった場合でも、本サービス開始日が到来した場合は、第 21 条の規定に従い、本コース会員の月額基本料金の支払義務が生じます。

5　回線終端装置は、オプテージにより本コース会員に対して貸与されます。本コース会員は、回線終端装置を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。また、本コース会員は、回線終端装置を本コースを利用する以外の目的で使用してはならず、また、分解、改造等してはなりません。本コース契約の終了、本コース回線の終端場所の変更（一部を除きます）、回線終端装置の更新の発生等、当社が別途定める返却事由が発生した場合は、本コース会員は、貸与を受けた回線終端装置を当社所定の期日および方法に従い返却いただく必要があります。かかる場合において、本コース会員が当社所定の期日までに返却しない場合は、当社は、当社が定める回線終端装置の再調達に要する費用の金額相当額の金銭の支払いを本コース会員に請求することがあります。本コース会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の支払期日および支払方法に従いその支払いをしなければなりません。

6　前項により貸与される回線終端装置または本コース回線（これにかかるケーブル等の部材を含みます。）に本コース会員の責めによる故障等が発生した場合において、これに対する修理、交換等（オプテージが行います。）を行ったときは、当社は、当社が定める修理、交換等の費用の支払いを本コース会員に請求します。本コース会員は、かかる請求を受けた場合は、当社所定の支払期日および支払方法に従いその支払いをしなければなりません。

第 3 章　契約

第 6 条（契約の単位等）

当社は、本コース回線１回線ごとに１の本コース契約を締結します。この場合、本コース会員は、１の本コース契約につき１の個人に限ります。

第７条（本コース契約の申し込み）

本コース契約の申し込みは、申し込みをする個人（以下「申込者」といいます。）が、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

(1) 氏名
(2) 住所
(3) 本コース回線の終端とする場所
(4) 料金等の支払方法
(5) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項

2 申込者には、第１項の申し込みにあたり、オプテージが定める「eoID 利用規約」（その名称変更後のものも含みます。）に同意いただきます。

3 申込者が eo 光電話、eo 光テレビ、eo 光多機能ルーターレンタルサービスまたは eo ホームゲートウェイ（ルーター機能）の利用申し込みを希望する場合、かかる利用申し込みが第１項に定める本コース契約の申し込みと同時に行われたときに限り、当社は、オプテージへの手続きを代行します。本コース契約の申し込みが次条に従い当社に承諾され、かつ、オプテージがかかる利用申し込みを承諾した場合、利用申し込みをされた eo 光電話、eo 光テレビ、eo 光多機能ルーターレンタルサービスおよび eo ホームゲートウェイ（ルーター機能）は、オプテージの責任において、その申込者に提供されます。その提供に係る料金等はオプテージが別に定めます。なお、本コース会員によるかかる eo 光電話、eo 光テレビ、eo 光多機能ルーターレンタルサービスおよび eo ホームゲートウェイ（ルーター機能）の利用は、本コース契約が理由のいかんを問わず終了した場合、同時に終了します。

4 申込者が本コース契約の申し込みにあたり、第１項第３号に従い当社に申告する本コース回線の終端とする場所の敷地、家屋または構築物に賃借人その他本コース回線の設置に関する利害に関係する者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、申込者は、当社所定の書面により、利害関係人の承諾書を当社に提出しなければなりません。

第８条（本コース契約の申し込みの承諾）

本コース契約は、前条第１項所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本コース契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コース契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本コース会員に通知することにより、本コース契約を解除することができます。ただし、本項第２号または第４号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本コース会員に通知することにより、会員契約または本コース契約を解除することができます。

(1) 本コース契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
(3) 過去に不正使用などにより本コース契約もしくは BIGLOBE サービスに関連する契約等の解除、または BIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
(4) 申込者が未成年者等であって、本コース契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
(5) 申込者が本コース契約の申し込みにあたり、第７条第１項第３号に従い当社に申告する本コース回線の終端とする場所が、当社が別に定める本コース回線の設置対象基準に該当しない場合
(6) 申込者が本コース契約の申し込みにあたり、第７条第１項第３号に従い当社に申告する本コース回線の終端とする場所の敷地、家屋または構築物などにおいて、利害関係人がいる場合であって、申込者が当社所定の書面による利害関係人からの承諾を得られない場合
(7) その他本コース契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3 前項の規定により本コース契約が解除された場合、本コース会員は、本コースの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

4 本コース契約が成立した場合、オプテージがその日程を本コース会員と調整のうえ、第７条に従い行われた申し込みの内容に応じ、本コース回線を開通させるために必要な工事を行います。

5 本コース会員は、第２項に基づき本コース契約を解除された場合において、本コース会員が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要するときは、その復旧工事に要する費用を負担することを要します。

第９条（定期利用契約）

本コース契約は、定期利用契約となります。定期利用契約の契約期間は、本サービス開始日から、本サービス開始日が属する月の翌月を１カ月目とした 24 カ月間の期間の末日までとします。本コース会員が次項に従い本コース契約を解除しない限り、以降、36 カ月ごとに自動更新されます。

2　本コース会員は、前項の定期利用契約の契約期間満了と同時に本コース契約を終了させる場合は、その満了月中に、第14条に従い本コースを解除する必要があります。本コース会員がその満了月中にかかる解除を行わなかった場合は、その満了月中の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算した36カ月間の期間です。

3　前項の規定は、前項に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。

4　本コース会員は、(1)本コース会員が定期利用契約の満了月とその翌月および翌々月以外に本コース契約を解除した場合、(2)当社が定期利用契約の満了月とその翌月および翌々月以外にこの特約の規定に従い本コース契約を解除した場合、または、(3)本コース会員が定期利用契約の満了月とその翌月および翌々月以外に本コースから本コース以外のBIGLOBEサービスにコース変更したことにより本コース会員でなくなった場合は、別表に記載する契約解除料を一括して当社に支払うことを要します。

第10条（変更の届け出）

本コース会員は、本コース契約の申し込みにあたり当社に申告した第7条第1項各号所定の事項について変更（ただし、第7条第1項第3号所定の事項については、第4条所定の本コース回線の終端とすることができる場所外への移転は認められません。）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。 本コース会員がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2　前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第8条第2項に準じて扱います。

第11条（契約の解除等）

当社は、会員規約およびこの特約の他の条項に基づき本コース契約を解除する場合があるほか、本コース会員が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本コース契約を解除することができます。

(1)　本コース会員がこの特約または会員規約に基づき提供されるBIGLOBEサービス（本コースを含みます。）について利用停止となった場合

(2)　当社所定の本コース回線の設置工事が完了し、本コース回線を利用することが可能な状態となっているにもかかわらず、本コース会員が第5条第4項に定める回線終端装置の本コース回線への接続を行わない、本コース回線の利用に必要となる回線終端装置への設定を行わない、その他本コース会員の都合または事情により本コース会員が本コース回線の利用を開始しない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。

(3)　本コース会員の都合または事情により、本コース回線を利用するために必要となる当社所定の設置工事を実施できない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。（かかる都合または事情には、例として、本コース会員の都合または事情によりかかる工事の日程の調整がつかないこと、調整がついた日程に工事担当者が訪問したところ本コース会員が不在であったことまたは設置工事の実施を拒否されたことを含みます。）

(4)　当社および本コース会員の責めによらない理由により本コース回線の提供ができなくなった場合

2　当社は、前項の規定により本コース契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本コース契約の解除を行うことができます。

3　本コース会員は、第1項に基づき本コース契約を解除された場合において、本コース会員が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要するときは、その復旧工事に要する費用を負担することを要します。

4　会員契約が本コース会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本コース会員と当社との間の本コース契約は同時に解除されます。

5　第1項の規定により本コース契約が解除された場合、本コース会員は、本コースの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第12条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本コース会員に対する本コースの提供を中止することがあります。

(1)　当社またはオプテージの設備もしくは回線の保守または工事を行う場合

(2)　本コース会員が、本コースの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合

(3)　当社またはオプテージにより通信利用が制限となる場合

(4)　天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本コースの提供をすることが困難となった場合

(5)　当社が、運営上、技術上その他理由により、本コースの提供を中止することが必要であると判断した場合（当社が本コース会員に割り当てるIPアドレスを切り替えるため、その本コース会員による本コースの接続中に本コースによる通信を一時的に中断する場合を含みます。）

2　当社は、前項の規定により本コースの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本コースによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3　当社は、第１項による本コースの提供の中止により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第13条（利用停止）

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本コース会員、または、会員規約により本コース以外のBIGLOBEサービスが利用停止となった本コース会員については、本コースの利用も停止します。

2　当社は、前項による本コースの利用の停止により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第14条（本コース会員による本コース契約の解除）

本コース会員が本コース契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知することを要します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本コース会員から通知があった日が属する月の末日をもって、本コース契約は終了します。

2　本コース会員は、前項に基づき本コース契約を解除する場合において、本コース会員が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要するときは、その復旧工事に要する費用を負担することを要します。

第15条　（本コース契約の自動終了）

第１条第１項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社とオプテージとの契約が終了した場合は、本コース契約も同時に終了します。

2　当社は、前項による本コース契約の終了により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第16条（本コースID、認証IDおよびeoID）

本コース会員は、交付を受けた本コースID、認証IDおよびeoIDを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならず、また、交付を受けた目的以外の目的のために利用してはなりません。

2　当社およびオプテージは、本コースID、認証IDおよびeoIDについて、利用上の過誤または第三者による不正利用によって本コース会員が損害その他不利益を被っても一切責任を負いません。

3　本コースID、認証IDおよびeoIDが利用された場合は、実際の利用者が誰であるかにかかわらず、その交付を受けた本コース会員が利用したものとして扱います。

4　前３項に定めるほか、本コース会員は、eoIDをオプテージの定めるeoID利用規約に基づき取り扱わなければなりません。

第17条（撤去工事）

本コース契約が終了した場合、オプテージ（その委託先を含みます。）が本コース回線等の撤去工事を行います。撤去工事の内容は以下のとおりとし、本コース会員における本コース契約および本コース会員がオプテージと締結するeo光テレビの提供を受けるための契約（以下「eo光テレビ契約」といいます。）の締結状況等に応じ、いずれの内容の撤去工事を行うかは、本コース会員と当社との間で調整することとします。万一かかる調整がつかない場合、実施する撤去工事の内容は当社の判断で選択します。

(1)　全撤去：

①　本コース契約のみを締結している場合：回線終端装置、eoホームゲートウェイを回収し、引込み線を撤去

②　本コース契約およびeo光テレビ契約を締結している場合：回線終端装置、eoホームゲートウェイ、ONU（eo光テレビ用）、パワーインサーターおよびeo光テレビチューナーを回収し、引込み線を撤去

(2)　残置撤去：

①　本コース契約のみを締結している場合：回線終端装置、eoホームゲートウェイを回収し、引込み線を残置

②　本コース契約およびeo光テレビ契約を締結している場合：物理的に光ファイバー回線を切断し、ONU（eo光テレビ用）と引込み線を残置。回線終端装置、eoホームゲートウェイ、パワーインサーターおよびeo光テレビチューナーを回収

(3)　残置＋切替工事済：第三者が既にテレビ工事を完了（分配器上位に第三者同軸ケーブル敷設済）している場合において、ONU（eo光テレビ用）と引込み線を残置。回線終端装置、eoホームゲートウェイ、パワーインサーターおよびeo光テレビチューナーを回収

第４章　料金等

第18条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1)　初期費用

(2)　工事費用

(3)　月額基本料金

(4)　その他の料金

2　前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に定めるとおりとします。

第19条（初期費用）

本コース会員は、当社に本コース契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第20条（工事費用）

本コース会員は、この特約に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第7条第1項に定めます。本条において以下同じとします。）または本コース会員からの工事の申し込みの受付、および工事費用の請求は当社が行い、申込者または本コース会員との工事の日程等の調整および工事の実施はオプテージ（オプテージの委託先の事業者を含みます。）が行います。

2　前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本コース契約の解除があったとしても（前項の工事のうち本コース回線の設置工事の場合）または本コース会員による工事の申し込みの撤回があったとしても、本コース会員は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

3　本コース会員が支払うことを要する工事費用のうち別表において分割払いによる支払いが求められているものについて、分割払いが全て完了するより前に本コース契約に解除または終了があった場合（第9条に定める定期利用契約がその満了月以外の時期に解除されまたは終了した場合を含みます。）、その本コース会員は、かかる工事費用の分割払金のうち未払い分を、かかる解除時または終了時に一括して当社に支払うことを要します。ただし、2021年6月30日以前に本コース契約の申し込みを行った本コース会員が2025年7月1日以降に定期利用契約を更新し、その後本コース契約を解除した場合は、かかる一括支払の対象となる工事費の金額が低減されることがあります。

第21条（月額基本料金）

本コース会員は、本サービス開始日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コースの月額基本料金を支払わなければなりません。

2　当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額基本料金の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本コースの月額基本料金を本コース会員に請求します。

3　本コース会員が、当社が本コース会員による本コース契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本コース契約の解除の通知をした場合、本コースの月額基本料金の1カ月分を当社に支払わなければなりません。

4　この特約第12条の規定により本コースの提供中止があったときは、本コース会員は、その期間中の月額基本料金の支払いを要します。

5　この特約第13条の規定により本コースの利用停止があったときは、本コース会員は、その期間中の月額基本料金の支払いを要します。

第22条（債権譲渡）

本コース会員が第7条第3項に定める当社による手続きの代行を経て、または、本コース会員がかかる手続きの代行を経ることなくオプテージに対して直接行った利用申込を経てeo光電話、eo光テレビおよび／またはeo光多機能ルーターレンタルサービスまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）を本コース回線を介して利用した場合、eo光電話、eo光テレビおよび／またはeo光多機能ルーターレンタルサービスまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）に係わる料金、費用等（月額利用料金、工事費、本コース会員がeo光多機能ルーターまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）を滅失または毀損（所有権の侵害を含みます）した場合の修復・補填費用、本コース会員がeo光多機能ルーターレンタルサービスまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）の終了時にeo光多機能ルーターまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）を返却しなかった場合におけるeo光多機能ルーターまたはeoホームゲートウェイ（ルーター機能）の再調達費用および最低利用期間精算金を含みます。）は、当社がオプテージからそれらの料金、費用等に係る債権を譲り受け、本コース会員から徴収します。また、第17条において本コース会員が本コース契約およびeo光テレビ契約を締結している場合の撤去工事の費用についても、当社がオプテージからその費用に係る債権を譲り受け、本コース会員から徴収します。さらに、第5条第5項に基づき本コース会員による回線終端装置の不返却時に本コース会員に請求可能な回線終端装置の再調達に要する費用相当額についても、当社がオプテージからその費用相当額に係る債権を譲り受け、本コース会員から徴収します。

第23条（料金債務の存続）

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本コース契約の解除または終了があった場合において、その本コース会員がかかる解除または終了の時点において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる本コース会員による支払いが完了するまで、その解除後または終了後も消滅しません。

第5章　雑則

第24条（責任の制限）

当社は、本コース会員に対して本コースを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本コースが全く利用できない状態（本コースに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。本条において、以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その本コース会員に生じた損害を賠償します。

2　前項の場合における損害賠償の範囲は、その本コース会員に現実に発生した直接かつ通常の損害とし、本コースが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下、本条において同じとします。）に対応する本コースの月額基本料金（かかる月額基本料金をかかる時間で時間割した金額）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、本コースの月額基本料金の 1 カ月分相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額を上限とします。

3　本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本コースの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4　当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本コースの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本コースの提供を受けられなかった本コース会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本コース会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償します。

第 25 条（免責）

当社およびオプテージは、本コースに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、本コース会員に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが電気通信設備撤去などの塗装剥離など、やむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2　当社は、この特約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（本条において、以下「改造等」といいます。）を要することになる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、当社またはオプテージが別途定める、本コースまたは本コースの提供に利用されるオプテージの卸電気通信役務における基本的な技術事項の規定の変更により、現に本コース回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3　当社は、本コース会員が本コースを利用することにより得た情報など（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。

第 26 条（本コースの利用に係る本コース会員の義務）

本コース会員は、次の各号に定める事項を遵守しなければなりません。

(1) 本コースの提供にあたり当社またはオプテージが設置した電気通信設備（回線終端装置を含み、本条において以下「当社等設置電気通信設備」といいます。）を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、または当社等設置電気通信設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

(3) 本コース契約に関する当社の業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社等設置電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社の承諾を得ることなく、本コースを利用している場所（本コース会員が本コース契約の申し込みの際に当社に申告した本コース回線の終端とする場所とします。）から、自営電気設備、またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為をすることにより、本コースを利用している場所の外で第三者が本コースを利用できる状態としないこと。また、本コースを利用している場所であっても、当社の承諾を得ることなく、第三者が本コースを利用できる状態としないこと。

(5) 当社等設置電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) この特約または会員規約により本コース会員が行うことを禁止されている行為のほか、次の行為をしないこと。なお、かかる行為に対しては、会員規約の第 32 条第 2 項の規定を準用します。

① 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本コースを利用し、当社またはオプテージの電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）

② 画面上で対話の流れを妨害し、または他の本コース会員がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為

③ 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為

④ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

2　本コース会員は、前項の規定に違反して当社等置電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日および方法に従い、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を当社に支払うことを要します。

第 27 条（本コース会員の維持責任）

本コース会員は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持しなければなりません。

第 28 条（本コース会員の切分責任）

本コース会員は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線に接続されている場合であって、本コースに係る電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請

求をする必要があります。
2　前項の確認に際して、本コース会員から要請があったときは、当社は、試験を行い、その結果を本コース会員に通知します。
3　当社が前項の試験により本コースに係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、本コース会員の請求により当社、当社の委託先またはオプテージの係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、その本コース会員は、その派遣に要した費用を負担しなければなりません。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第29条（自営端末設備の接続）
本コース会員は、本コース回線の終端において、本コース回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求を当社にする必要があります。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）または事業法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を当社に請求する必要があります。
2　当社は、前項の請求があったときは、次の各号に定める場合を除き、その請求を承諾します。
(1)　その接続が技術基準等に適合しない場合
(2)　その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当する場合
3　当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4　前項の検査を行う場合、当社または当社の委託先の係員は、所定の証明書を提示します。
5　本コース会員は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
6　本コース会員がその自営端末設備を変更した場合についても、前5項の規定に準じて取り扱いいます。
7　本コース会員は、本コース回線に接続されている自営端末設備を取り外した場合は、その旨を当社に通知する必要があります。

第30条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
当社は、本コース回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、本コース会員に、その自営端末設備が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本コース会員は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾します。
2　前項の検査を行う場合、当社、当社の委託先またはオプテージの係員は、所定の証明書を提示します。
3　前項の検査を行った結果 自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、本コース会員は、その自営端末設備を本コース回線から取り外さなければなりません。

第31条（自営電気通信設備の接続）
本コース会員は、本コース回線の終端において、本コース回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求を当社にする必要があります。
2　当社は、前項の請求があったときは、次の各号に定める場合を除き、その請求を承諾します。
(1)　その接続が技術基準等に適合しない場合
(2)　その接続により本コースに係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けた場合
3　当社は、第1項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当する場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4　前項の検査を行う場合、当社、当社の委託先またはオプテージの係員は、所定の証明書を提示します。
5　本コース会員は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
6　本コース会員がその自営電気通信設備を変更した場合についても、前5項の規定に準じて取り扱います。
7　本コース会員は、本コース回線に接続されている自営電気通信設備を取り外した場合は、その旨を当社に通知する必要があります。

第32条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）
本コース回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第30条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第33条（無保証）

当社は、本コース（本コースを利用することにより得られる情報を含みます。）について、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本コース会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第34条（会員情報等の取り扱い）

本コース会員は、本コース会員が本コース契約の申し込みに際して当社に申告した事項（本コース会員がかかる事項の変更を第10条に従い届け出たときは、その変更後の事項とします。以下「本コース会員情報」といいます。）を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定およびこの特約のほかの規定に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本コースを提供すること（その本コース会員に本コースを提供するための当社への卸電気通信役務の提供を当社がオプテージに申し込むにあたり、その本コース会員の本コース会員情報をオプテージに提供することを含む）。

(2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または架電するために本コース会員情報を利用すること。

(3) 当社がこの特約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、オプテージに対して本コース会員情報を提供すること。

(4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、本コース会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本コース会員情報の取り扱いについて委託すること。

2 本コース会員には、オプテージが、前項第1号に定める卸電気通信役務の提供にあたり、その本コース会員の本コースに係る通信履歴等を知り得ることに同意していただきます。

3 KDDI等（その運営するauショップを含みます。）に対して本コース向けauスマートバリューの申し込みをする本コース会員には、KDDI等においてその本コース会員に対して本コース向けauスマートバリューの案内等を行う業務、その本コース会員が本コース向けauスマートバリューの提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本コース会員に対して本コース向けauスマートバリューの提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本コース会員に係る以下の情報をKDDI等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本コース会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます。）、電話番号および生年月日

(2) BIGLOBEメールアドレス

(3) 本コース契約およびオプテージからeo光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます。）

4 KDDI等（その運営するauショップを含みます。）に対して本コース向け自宅セット割（インターネットコース）の申し込みをする本コース会員には、KDDI等においてその本コース会員に対して本コース向け自宅セット割（インターネットコース）の案内等を行う業務、その本コース会員が本コース向け自宅セット割（インターネットコース）の提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本コース会員に対して本コース向け自宅セット割（インターネットコース）の提供を行う業務、その他かかる提供に付随関連する業務を実施するために必要な範囲内で、当社がその本コース会員に係る以下の情報をKDDI等に対して提供することに同意していただきます。

(1) 本コース会員情報のうち、氏名、住所（郵便番号を含みます。）、電話番号および生年月日

(2) BIGLOBEメールアドレス

(3) 本コース契約およびオプテージからeo光電話の提供を受けるための契約の申し込みおよび契約状況に関する情報（申込日、サービス提供開始日、サービス内容を含みます。）

第35条（本コースの変更または廃止）

当社は、本コースの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本コースの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本コース会員に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

附　則

(1) この特約は、2025年7月1日から実施します。

(2) 「BIGLOBE eo光」コースへの申し込みの当社による受付は、2025年3月9日をもって終了しました。

別表

BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コースの料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。かかる料金額に含まれる消費税等相当額は、本コースのご利用時点の料率に基づき計算します。ただし、初期費用および工事費用に加算する消費税等相当額については、工事を実施した設置工事日または移転工事日等の料金起算日における税率に基づき計算します。

2. 初期費用

・契約事務手数料：3,300 円／回線

3. 月額基本料金

⑴ 本サービス開始日が属する月の翌月を起算月とする 24 カ月の期間：5,445 円／月

⑵ 上記⑴の期間に続く 36 カ月間の期間：5,269 円／月

⑶ 上記⑵の期間以降の期間：4,994 円／月

4. 工事費

⑴ 設置工事費：29,700 円／回線

2021 年 6 月 30 日までに第 7 条所定の申し込みをした場合：495 円/月×60 回の分割払い

※なお、2025 年 7 月 1 日以降に定期利用契約を更新した本コース会員が本コース契約の解除時に分割払いが完了していない場合、25 回以降の設置工事費の残債は免除されます。ただし、解除時点において支払回数が 24 回未満の場合には、24 回までの残債を一括で支払うことを要します。

2021 年 7 月 1 日以降に第 7 条所定の申し込みをした場合　：初回 1,364 円、2 回目以降 1,232 円/月×23 回の分割払い

⑵ 撤去工事費：

工事内容	撤去工事		
	eo 光テレビの契約無し		eo 光テレビの契約有り
全撤去	2025 年 6 月 30 日まで	2025 年 7 月 1 日以降	オプテージが別途定める金額
	11,000 円	16,500 円	
残置撤去	0 円		オプテージが別途定める金額
残置＋切替工事済	-		オプテージが別途定める金額

※ 設置工事および撤去工事のいずれについても、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、1 月 2 日、1 月 3 日、または 12 月 29 日～31 日に工事を実施する場合は、休日対応費用として別途 3,300 円がかかります。また、設置工事の場合、かかる休日対応費用は、設置工事費の 2 回目または 3 回目の分割払金に加算されます。（なお、当社が、当社の判断でキャンペーン等により工事費を無償とする場合でも、当社が別途定める場合を除き、本コース会員は、かかる加算金を支払うことを要します。）

5. その他の料金：

・契約解除料（第 9 条第 4 項）

⑴ 2022 年 7 月 1 日以降に第 7 条所定の申し込みを行い本コース契約が成立した本コース会員の場合：4,081 円

⑵ 2022 年 6 月 30 日までに第 7 条所定の申し込みを行い本コース契約が成立した本コース会員の場合

① 本サービスの開始日から、本サービスの開始日が属する月の翌月を 1 カ月目とした 24 カ月間の期間の末日までの期間（定期利用契約の満了月を除く）に第 9 条第 4 項の⑴、⑵または⑶の何れかの事由が発生した場合：22,000 円

② 上記①の期間以降の期間（定期利用契約の満了月とその翌月および翌々月を除く）に第 9 条第 4 項の⑴、⑵または⑶の何れかの事由が発生した場合：11,000 円

⑶ 上記⑵の 2022 年 6 月 30 日以前に第 7 条所定の申し込みを行い本コース契約が成立した本コース会員のうち、2025 年 7 月 1 日以降に定期利用契約を更新後、第 9 条第 4 項の⑴、⑵または⑶の何れかの事由が発生した場合：4,081 円

以上